

合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領

宮城県木材協同組合

平成18年7月 3日作成

平成18年7月 3日公表

第1 目的

本実施要領は、宮城県木材協同組合（以下「県木協」という。）が平成18年7月 日に作成し、公表した「違法伐採対策に係る宮城県木材協同組合行動規範」（以下「行動規範」という。）の4で規定する「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第2 本実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示された「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」により、県木協の合法木材供給認定事業者（以下「認定事業者」という。）として木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。
- 2 本実施要領に基づく認定は、県木協の組合員を対象とし、組合員以外の認定についての事項は必要があれば別途定める。

第3 合法木材供給事業者認定申請

本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1「合法木材供給事業者認定申請書」を別記1-1で定める認定手数料とともに県木協へ提出しなければならない。

第4 審査及びその結果の通知

- 1 県木協は、本実施要領に基づく事業者の認定のため、理事長が指名する審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された「合法木材供給事業者認定申請書」の内容について、本実施要領第5認定要件及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は、現地審査を実施する。
- 3 県木協は、審査結果を申請者へ通知するものとする。

第5 合法木材供給事業者の認定要件

認定事業者は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

(分別管理)

- ① 合法性又は合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品（以下「合法木材」という。）とそれ以外の木材・木材製品（以下「非合法木材」という。）を分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において、合法木材とその他の木材とが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③ 合法木材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類（証明書を含む。）を5年間保存すること。

(責任者の選任)

- ⑤ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

第6 合法木材供給事業者認定書の交付及び公表

- 1 県木協は、認定事業者に対して、別記2の「合法木材供給事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、認定番号、認定年月日を県木協のホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業認定書の有効期間は、認定の日から3年とする。

第7 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、合法木材の出荷に当たって、納品書等に認定番号及び合法木材であることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 別に証明書を作成する場合の証明書は、別記3の様式とする。

第8 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、別記4「合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品の取扱実績報告」により、合法木材の取扱等にかかる前年度分の実績を毎年6月末日まで県木協へ報告するものとする。
- 2 県木協は、認定事業者からの報告をとりまとめ、その概要を公表する。

第9 立ち入り検査

県木協は、必要に応じて、認定事業者による合法木材の取扱が適正であるか否かを検査できるものとし、認定事業者は、県木協の行う検査に必要な情報を提供するなど協力しなければならない。

第10 認定事業者の取り消し

- 1 県木協は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を県木協のホームページ等に公表するものとする。
 - ① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
 - ② 認定事業者から認定の取消申請があったとき。
 - ③ 認定事業者が、認定事業者の要件に適合しなくなったとき。
- 2 県木協は、認定を取り消したときは、別記5「認定取消通知書」を当該認定事業者へ送付するものとする。

附則 この実施要領は、平成18年7月 3日から施行する。

別記 1 (事業者認定申請書)

合法木材供給事業者認定申請書

平成 年 月 日

宮城県木材協同組合 殿

(申請者)

事業者の所在地 :

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

宮城県木材協同組合の認定を得て木材・木材製品の合理性・持続可能性の証明を行いたいので、合理性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数 :
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量 : (別添のとおり)
- 3 事業所の敷地、建物及び施設 (土場、倉庫等) の配置状況 : (別添のとおり)
- 4 分別管理及び書類管理の方針 : (別添のとおり)
- 5 その他 (ISO, JAS 等の認定があれば記入してください。) : (別添のとおり)

別記 1 - 1

合法木材供給事業者認定に係る手数料等

- 認定手数料
- ① 書類審査 1万円
 - ② 現地調査 実費 (現地調査が必要な場合)

認定申請書添付する書類

分別管理及び書類管理方針書（製材加工の場合の作成例）

事業者の名称 _____

平成 18 年 月 日作成

当社は、宮城県木材協同組合が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範」（平成 年 月 日）を受け、合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品（以下「証明材」という。）の供給に当たって必要となる分別管理及び書類管理を下記の方針に基づいて実施します。

1 適用範囲

この方針書は、当社が扱う原木及び当該原木を原料として製造する木材・木材製品について適用する。

2 分別管理責任者

- (1) 分別管理を適切に行うため、〇〇〇〇 を分別管理責任者として定める。
- (2) 分別管理責任者は、合法木材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

3 分別管理の実施

- (1) 原木の入荷に当たっては、納品書等により、合法木材であるか、それ以外の木材であるかを確認する。
- (2) 原木の保管に当たっては、合法木材とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- (3) 製材加工に当たっては、合法木材とそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- (4) 製材品の出荷に当たっては、合法木材であることを確認の上、納品書に記載する。
- (5) 製材品の保管に当たっては、合法木材を原料として製造した製材品と、それ以外の木材を原料として製造した製材品が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

4 書類管理

- (1) 分別管理責任者は、合法木材及びそれ以外の木材に係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- (2) 合法木材の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- (3) 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上

別記2（事業者認定書）

合 法 木 材 供 給 事 業 者 認 定 書

平成 年 月 日

殿

宮城県木材協同組合

理事長 渋谷 正 志

平成 年 月 日付けで申請ありました合法性・持続可能性の証明に係る合法
木材供給事業者認定申請について、合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要
領に基づき、下記のとおり認定します。

記

認 定 番 号 :

事業者の所在地 :

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

認定の有効期間： 平成 年 月 日～平成 年 月 日

（注）申請内容に変更があった場合は届け出て下さい。

別記3（証明書）

平成 年 月 日

木材・木材製品の合法性・持続可能性証明書

殿

認定番号：

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

下記の物件は、持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された木材のみを原料としていることを証明します。

記

1 樹種：

2 品目：

3 数量：

（注）

- ① この様式による証明書の作成に代えて、納品書等に上記の情報を追加記載することで証明書とすることも可能です。（参照：証明書様式3-1 ※納品書を活用した証明）
- ② この様式は、合法性、持続可能性の両方を証明する場合であり、合法性のみ証明する場合は持続可能性に係る部分の記載を省略して下さい。
- ③ 品目： 丸太、製材、合板、集成材等を記載して下さい。
- ④ 数量： 商取引上の単位（m³、本、kg、枚など）により記載して下さい。

別記4（合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績報告）

平成 年 月 日

宮城県木材協同組合殿

認定番号：

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績報告

合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領第8により、下記のとおり合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績を報告します。

記

- | | | |
|------------------------|--------------------|----------------|
| 1 期間： | 平成 年4月1日～平成 年3月31日 | |
| 2 木材・木材製品の取扱量（総量）： | | |
| | 原木（原料）入荷量 | m ³ |
| | 製品出荷量 | m ³ |
| 3 うち合法性・持続可能性の証明されたもの： | | |
| | 原木（原料）入荷量 | m ³ |
| | 製品出荷量 | m ³ |
| 4 備考： | | |

（注）

- ① この様式は、合法性、持続可能性の両方が証明された木材・木材製品の実績を報告する場合であり、合法性のみ報告する場合は持続可能性に係る部分の記載を省略して下さい。
- ② 原木(原料)入荷量より製品出荷量が多くなる場合は、その理由を備考欄に記載して下さい。

別記5（認定取消通知書）

合法木材供給認定事業者の認定取消通知書

平成 年 月 日

殿

宮城県木材協同組合
理事長 渋谷 正志

県木協は、貴事業体について、平成年月日付けで合法木材供給認定事業者として認定しましたが、合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領第10の規定により、平成 年 月 日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

- 1 認定番号：
- 2 事業者の所在地：
- 3 事業者の名称：
- 4 代表者の氏名：
- 5 取消の理由：